

佐賀県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月六日から平成二十一年十一月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	の区域
県道 平山相知線	唐津市相知町平山下字麦野 五四三番一地从先から 唐津市相知町平山下字間ノ 門五七三番一地从先まで	後 二二・七 一〇・四
	唐津市相知町平山下字麦野 五四三番一地从先から 唐津市相知町平山下字間ノ 門五七三番一地从先まで	前 一三・五 六・〇
		変更前の別 メートル員 延長 メートル
		二二六・二
		二二二・三